

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】販路拡大・海外展開	(P1~7)
○平成 29 年度補正予算 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の公募開始【新規】	経済産業局
○平成 30 年度下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金(需要開拓支援事業)の公募開始【新規】	経済産業局
○平成 30 年度下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金(自立化基盤構築事業)の公募開始【新規】	経済産業局
●「道産品輸出用シンボルマーク」活用のご案内	北海道
●どさんこプラザ・テスト販売品(第2四半期分)の募集【新規】	北海道
●どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第2四半期分)の募集【新規】	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	北海道
【2】融資	(P8~14)
●北海道の中小企業者向け融資制度のご案内	北海道
●北海道の創業者向け融資制度のご案内	北海道
●水産物不漁関連の融資制度のご案内	北海道
●コストアップに対応する融資制度のご案内	北海道
●短期資金のご案内(北海道の融資制度)	北海道
●小規模企業者等設備貸与事業のご案内	北海道
●中小企業高度化資金貸付事業のご案内	北海道
【3】雇用の確保	(P15~18)
○平成 30 年度以降のキャリアアップ助成金のご案内	労働局
●戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」特例支給(上乗せ)のご案内	北海道
●U・Iターン就職希望者の採用について	北海道
●「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】	北海道
【4】人材育成	(P19~26)
●4 月~5 月開講講座のご案内【更新】	中小企業大学校旭川校
●「生産性向上支援訓練」のご案内	北海道・労働局他
●高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成 30 年度訓練生募集	北海道
●能力開発セミナー(4月開講予定)のご案内【更新】	北海道
【5】各種相談	
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【再掲】	
【6】イベント・セミナー	(P27)
●食品輸出イノベーションセミナーの開催【新規】	経済産業局
【7】その他	(P28~32)
●中小企業向け“使える!”経済産業省支援メニューガイドブック(H29 補正予算・H30 当初予算・税制)【新規】	経済産業局
●「地域団体商標ガイドブック 2018」の発刊(道内 28 件、全国 621 件の地域ブランドを掲載)【新規】	経済産業局
○軽減税率対策補助金の申請受付	経済産業局
●「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社や各種団体の募集	開発局
○空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業の募集【新規】	北海道

平成 29 年度補正予算 ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金）の
公募を開始しました【新規】

（北海道経済産業局）

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの補助により、平成 29 年度補正予算「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」の公募を開始しました。

また、2 次公募を行う予定ですが、開始時期・実施内容については未定です。

◆公募期間

平成 30 年 2 月 28 日(水)～4 月 27 日(金)(当日消印有効) ※採択は、6 月中をめどに行う予定です。

◆事業概要

本事業は、足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の経費の一部を補助します。

◆補助対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たす者。

- ・「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で、「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%の向上を達成できる計画であること。
- ・「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5 年で、「付加価値額」年率 3%及び「経常利益」年率 1%の向上を達成できる計画であること。

◆申請類型

企業間データ活用型

【対象事業】複数の補助対象者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト

一般型

【対象事業】補助対象者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等

小規模型

【対象事業】小規模な額で補助対象者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善（設備投資を伴わない試作品開発等も支援）

対象経費や補助率・補助上限額等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20180301/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

北海道地域事務局(3 月中旬開設予定)

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 プレスト 1・7 5 階

TEL:011-522-9300(3 月中旬開通予定)

※事務局開設までのお問い合わせは以下

北海道中小企業団体中央会内

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 プレスト 1・7 3 階

TEL:011-241-9500

平成 30 年度「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金
(下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)」の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」の公募を開始しました。

◆事業の目的

本事業は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

◆公募概要

【補助対象者】

下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)第 2 条第 4 項に規定する下請事業者又はその共同体(任意グループ、事業協同組合)であって、以下の両方の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去 2 年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小した(以下「閉鎖等」という。)又は申請の日以降 1 年以内(親事業者から閉鎖等の通知があった場合は 3 年以内)に閉鎖等の予定のある事業者と直接又は間接に下請取引の関係にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス 10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野(進出先)の事業に係る「売上高(又は売上総利益の額)」、「有形固定資産(土地を除く。)の額」、又は「従業員数」のいずれかの割合が、全体のおおむね 10%以上を占めることが見込まれること。

【補助対象経費・補助率等】

事業費、販路開拓費、試作・開発費

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 500 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

平成 30 年 2 月 16 日(金)～4 月 26 日(木)17:00 必着

◆申請方法

申請方法等、事業の詳細については当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20180220_2/index.htm

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

平成 30 年度「下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金
(下請中小企業自立化基盤構築事業)」の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「下請中小企業自立化基盤構築事業」の公募を開始しました。

◆事業の目的

本事業は、2 者以上の下請中小企業から構成されるグループが、メンバー相互の経営資源を活用して行う、下請取引の依存状態からの自立化に向けた取組みを支援することで、下請中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的にしています。

◆公募概要

【補助対象者】

下請中小企業振興法第 8 条に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けて事業を実施する連携参加者(大企業、協力者を除く)が補助対象者となります。

【補助対象経費】

事業費、販路開拓費、試作・開発費

【補助金額・補助率】

補助率:補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助限度額:1 件あたり 2,000 万円(交付決定下限額:100 万円)

◆公募期間

平成 30 年 2 月 16 日(金)～4 月 26 日(木)17:00 必着

◆申請方法

申請方法、公募要領等、事業の詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20180220/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2579)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

◆用 途

- 1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合
 - ① 北海道内で生産された農林水産物
 - ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
 - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの
- 2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階
北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700 / FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)

北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第2四半期分）の募集について【新規】

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

4月12日から5月21日まで、平成30年7月から販売する商品を募集しています。

◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品（名古屋は加工食品のみ）

◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL（製造物責任）保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること（食品の場合）。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること（食品の場合）。

◆募集期間

4月2日（月）から5月21日（月）まで

◆申込方法

「テスト販売申込書」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/testhanbai.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ（TEL:011-204-5766）

北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事（第2四半期分）の募集について【新規】

（北海道）

道産品の展示紹介、市場調査等を目的として、どさんこプラザ（有楽町店・札幌店）内の催事スペースで対面販売を行うことができる制度です。道産品（一次産品含む）の対面販売だけではなく、生産地紹介や自治体の観光PRができる絶好の場所です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

3月12日から4月10日まで、平成30年7～9月の期間中催事を開催する事業者様を募集しています。

◆応募商品の要件

道内で生産・製造または主な加工が行われた商品で最終消費者の利用に供することができるもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）（以下、「道産品」といいます。）

◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

（ア）道産品の生産・製造・加工を行っている方

（イ）自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方（卸売業者や仕入販売業者は該当しません。）

※複数事業者様の共同出展も可能です。

(2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

◆実施条件等

(1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品（テスト販売品を除く）を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。

(2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です（毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。）。

(3)備え付けの販売台1～2台（冷蔵・冷凍切替）は無料でご利用いただけます。

(4)実演用のコールドテーブル1台は無料でご利用いただけます（札幌店の場合はご利用いただけない場合があります）。

◆募集期間

3月12日（月）から4月10日（火）まで

◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」（下記URLからダウンロードしてください）に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

【有楽町店のお申し込みページ】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/saiji01.htm>

【札幌店のお申し込みページ】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/sapporo_ms_saiji.htm

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ（TEL:011-204-5766）

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138（直通）

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

◆制度概要

資金名		融資対象
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等
		道経済政策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
	観光・ 企業立地	①道内において観光施設の新增設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新增設を行う企業立地促進費補助金の対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等
経済環境 変化対応 資金	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受けた中小企業者等
	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来している中小企業者等
		原料等高騰 ①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業 中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧 ①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中小企業者等
一般経営 資金	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企業者等
	耐震改修 対策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方
	一般貸付	中小企業者等
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下の中小企業者等
	小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の創業者向け融資制度のご案内

（北海道）

道の融資制度（中小企業総合振興資金）では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内（産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業（以下「認定特定創業支援事業」という。）により支援を受けて創業する場合は6か月以内）に新たに事業を開始するあるいは2か月以内（認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内）に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	3,000 万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10 年以内（うち据置 2 年以内）	
融資利率	【固定金利】 3 年以内 年 1.2% 5 年以内 年 1.4% 7 年以内 年 1.6% 10 年以内 年 1.8%	【変動金利】 年 1.2% （融資期間が 3 年を超える場合に選択可能）
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証、支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人（法人は原則代表者を保証人）とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁関連の融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 (2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が 20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1 億円以内	
融資期間	10 年以内(うち据置 2 年以内)	
融資利率	【固定金利】 5 年以内 年 1.1% 10 年以内 年 1.3%	【変動金利】 年 1.1% (融資期間が 3 年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年 0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合 年 0.72%	
取扱期間	平成 30 年 12 月 31 日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・水産物の不漁等に起因する原材料の価格高騰などで収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます（北海道）**

道の融資制度（中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」）では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人）以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 （小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が 1,250 万円未満であるもの）
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内（割賦又は一括償還の選択可） ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利：年 1.4%	
担保及び保証人	担保：無担保（小口は原則として無担保） 保証人：個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

中 小 企 業 高 度 化 資 金 貸 付 事 業 の ご 案 内

（北海道）

中小企業者の方で組織される事業協同組合などが、高度化事業（共同施設の設置、工場・店舗の集団化、街ぐ
るみで商店街を改造する事業など）を実施する場合に、施設の設置資金を北海道が長期・低利で直接、お貸しま
す。

◆制度の概要

貸付対象者	原則として、中小企業者で組織される事業協同組合等（事業の種類毎に規定）。 ※過去に集団化事業及び集積区域整備事業を実施した組合等におけるリニューアル事業（新設、増改築、老朽化の解消、空き区画の整備など）の場合は1社から利用が可能です。
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸 付 期 間	最長20年以内（うち据置期間1年以内）
貸 付 利 率	0.45%（平成29年度貸付決定分適用利率。利率は毎年見直し） 貸付期間中は固定
貸 付 割 合	原則として貸付対象事業費の80%まで
担 保 ・ 保 証	貸付に当たっては物的担保・連帯保証人等を必要とします。
貸 付 手 続 き	高度化事業を実施しようとする年度の前々年度の12月28日までに実施計画書を作成し、 北海道知事あてに提出していただいた上で、前年度に事業計画について診断を受けてい ただく必要があります。 また、貸付金交付前には支出検査、交付後には完了検査などが実施されます。

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページもご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

平成 30 年度以降のキャリアアップ助成金について ～拡充などの主な変更（予定）のご案内～

（北海道労働局）

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取組を実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

※ 平成 30 年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更される可能性があることにご注意ください。

正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成
【拡充】 1 年度 1 事業所あたりの支給申請上限人数 <u>15 人→20 人</u> 【支給要件の追加】 ① 正規雇用等へ転換した際、<u>転換前の 6 ヶ月と転換後の 6 ヶ月の賃金(※)を比較して、5%以上増額していること</u> ※ 賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限り。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。 ※ 所定労働時間が異なる場合は 1 時間あたりの賃金。 ② <u>有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が支給対象事業主に雇用されていた期間が 3 年以下に限ること</u>	
人材育成コース	有期契約労働者等に、一般職業訓練(※1)または有期実習型訓練(※2)を実施した場合に助成 (※1)OFF-JT (※2)ジョブ・カードを活用した OFF-JT+OJT
【整理統合】 人材育成コース→<u>人材開発支援助成金に統合</u> ※ ただし、平成 30 年 3 月 31 日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。	

◆事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-9071

◆厚生労働省 HP「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」の特例支給（上乘せ）のご案内

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受け、良質で安定的な雇用の創出を推進しています。

道では、『食』と自動車・食関連機械を主体とした『ものづくり』、『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に3人以上を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局の「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」に一人当たり50万円が上乘せ支給（第一回目の支給に限り）されます。

◆概要

- ◇受付期限 平成31年3月29日（金）まで
- ◇対象地域 道内全域（同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域以外の地域を含む）
- ◇指定業種 『食』・自動車・食関連機械を主とした『ものづくり』・『健康長寿』分野に関連する次のもの

農業（※）、林業（※）、漁業（※）、水産養殖業（※）、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関、保健衛生

<（※）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定を受けた食に関する6次産業化に取り組む事業者に限ります。>

◆申込・問い合わせ先

（詳細はお問い合わせください。）

北海道産業雇用創造協議会

産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：内藤・竹中・小林）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL：011-231-4111（内線 26-766） FAX：011-232-1038

◆戦略産業雇用創造プロジェクトホームページ

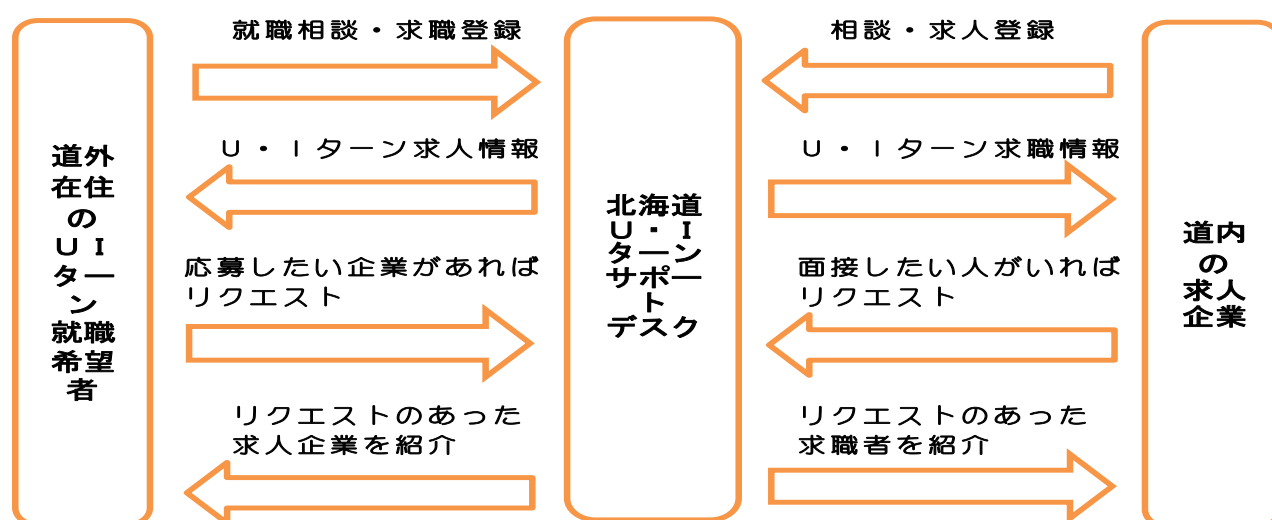
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

U・Iターン就職希望者の採用はいかがですか

(北海道)

道では、U・Iターン就職希望者の採用を予定している道内企業の皆様に支援しています。

- 求人登録をすると、U・Iターン求職登録者の情報が閲覧できます。
(氏名・住所などの個人情報は開示していません。)
- U・Iターン求職登録者は、求人登録されている企業情報が閲覧できます。
- 登録はインターネットから直接入力できます。
- 面接を希望する求職登録者がいたら、リクエストを行ってください。



◆詳しい情報や登録はこちらから

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/ui-turn/index.htm>

◆問い合わせ先

北海道U・Iターンサポートデスク(北海道経済部労働政策局雇用労政課人材誘致グループ)
TEL:011-251-3896

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市のほか、各振興局において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

イベント情報(4月)

■ 「出張相談会」

日 程	セミナーのテーマ	場 所
※調整中		

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

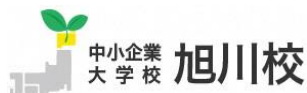
◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasi@doginsoken.jp FAX:011-206-1498
 URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki> 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)





中小企業大学校旭川校 4月～5月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成30年4月～平成30年5月に開講する研修講座の情報をご案内します。
カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.1 基本から学ぶ決算書の読み方講座 ～経験がない人でも身につく！身近な業務に直結する財務～

本研修では、決算書の仕組みや用語の意味、数字の流れなどを理解した上で、決算書から経営体質や今後の課題などを読み取るポイントについて、モデル決算書を交えて具体的に学びます。

◆この研修のポイント

1. 経理・財務に関する知識がない方にも、分かりやすく説明します。
2. 決算書の数字の意味など、財務の基礎知識を学びたい方におすすめの研修講座です。
3. 決算書を通じた経営状況の把握が出来るようになります。

◆研修期間 4月17日(火)～4月19日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 公認会計士、中小企業診断士 土屋 晴行氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fc2q.html>

No.2 次世代トップリーダーが学ぶ経営力強化講座 ～後継者としての経営マインドの高め方～

本研修では、後継者や経営幹部候補が環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えについて演習を交えて学ぶことで、自社の将来のビジョンを明確にし、今後の自身の成長へのシナリオや行動目標を検討します。

◆この研修のポイント

1. 後継者のみならず経営幹部や経営幹部候補の経営に対する参画意識が醸成できます。
2. 自社の経営全体を俯瞰する目を養い、経営課題への向き合い方が変わります。
3. 自社の将来ビジョンや自身の将来への行動目標を策定できます。

◆研修期間 4月23日(月)～4月25日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社アイムサプライ 代表取締役 伊豆田 功氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fc5k.html>

No.3 5Sからはじめる現場改善の基本
～現場に浸透して継続できる、5Sへの取り組み法～

本研修では、「5S」に加えて、「目で見る管理」、「3ム改善」による現場改善の基本を理解し、現場に浸透して継続できる取り組み手法を学ぶことを目的とします。

◆この研修のポイント

1. これから5Sに取り組みたい方、これまで5Sが上手く行っていなかった方に最適な研修です。
2. 5Sなどによる現場改善の効果と、経営へのプラス効果を目でみえるように解説します。
3. 事例や演習がふんだんに盛り込まれているので、自社で現場改善を推進するためのいくつかのヒントを掴むことができます。

◆研修期間 4月25日(水)～4月27日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社ジェック経営コンサルタント 営業本部 部長 高田 忠直氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fc8e.html>

No.4 管理者養成講座・基本編
～「できる管理者」を目指して、マネジメントの基本を身につける～

本研修では、企業が経営戦略を進めていく上で、管理者・リーダーに求められる知識を基本から学ぶとともに、管理者・リーダーに期待される役割・能力について演習を通じて理解を深めます。

◆この研修のポイント

1. 新任管理者・リーダーやその候補者に、最適な研修です。
2. 管理者に求められる幅広いテーマに係わる基本的な知識を学び、明日からの業務に活かすことができます。
3. 受講者からは、「自分が何をすべきかを客観的に見るいい機会になった」、「データに基づいて深掘していくので説得力があった」、「今まで1番おもしろくたくなる研修だった」、と好評の研修です。

◆研修期間 5月8日(火)～5月11日(金) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 新任管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 インテレッジ 代表 中小企業診断士 高橋 正也氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000frvf.html>

No.5 可能性を切り拓く新規顧客開拓
～これからやるべきことが分かる顧客アプローチ～

本研修では、これまで見えていなかった顧客のアプローチや、商品の新たな用途を見出すことで新規取引に繋げる等の方法を理解するとともに、自社に合った実効性の高い新規顧客開拓への取り組み方を検討します。

◆この研修のポイント

1. 効率的な顧客アプローチが出来るようになり、新規顧客開拓(営業)活動の生産性が向上します。
2. 新規顧客開拓が個人的スキルから組織的スキルへ進化し、組織としての営業力が高まります。
3. 組織全体の営業品質が向上することで、顧客満足が高まり、業績への貢献に繋がります。

◆研修期間 5月14日(月)～5月16日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社マインズコンサルティング 代表取締役 稲田 裕司氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fce2.html>

No.6 会社を強くする人事・労務管理
～労務管理の基本から労務トラブル対応まで～

本研修では、労務管理担当者が押さえておくべき労務管理の基本知識、最新の法律改正のポイント、労務トラブル事例等から、企業が備えるべき労務管理を学びます。

◆この研修のポイント

1. 労務管理の実務を基本から学びます。
2. 働き方改革や、労務管理関連法の改正について最新情報を得られます。
3. 採用問題や労務トラブルへの対応などを踏まえた自社の労務管理の見直しが出来ます。

◆研修期間 5月16日(水)～5月18日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 やなぎさわ労務マネジメント 代表 柳沢 隆氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fcgw.html>

No.7 部下指導の考え方・進め方
～実践で学ぶ！やる気と能力を引き出す指導法～

本研修では、部下指導の基本的な考え方を学んだ上で、現場で活用できる手法と計画的な部下育成の取り組み方について、演習を交えて学びます。また、インターバル期間を活用して実践できるので、自社に合った具体的な部下育成プランづくりに取り組むことができます。

◆この研修のポイント

1. 部下指導の基本となるコミュニケーションやリーダーシップも併せて学ぶことができます。
2. 演習による実践の繰り返しによって、現場で活きる部下指導の手法を身につけることができます。
3. インターバル期間に職場で実践することにより、より深い「学び」につながります。

- ◆研修期間 5月21日(月)～22日(火)、6月18日(月)～19日(火) 延べ4日間
- ◆研修時間 26時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 35,000円(税込)
- ◆講師 有限会社コンサルネット 代表取締役 小林 茂之氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fcjq.html>

No.8 チームマネジメント強化講座
～チームを活性化させるマネジメントを学ぶ～

本研修では、メンバーが相互に認め合うだけでなく、個人では成しえない高い目標を達成できるチームの作り方について演習を交えながら学ぶとともに、自社で実践するための行動計画を作成します。

◆この研修のポイント

1. 成果の上がるチーム作りに必要な役割と行動を学びます。
2. モチベーションやモラルが停滞している状況に、いかに対応すれば良いかを学びます。
3. 行動計画を持ち帰ることで、研修で学んだ成果を即実行に移すことができます。

- ◆研修期間 5月23日(水)～5月25日(金) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)
- ◆受講料 31,000円(税込)
- ◆講師 経営コンサルティング波多野事務所 代表 波多野 卓司氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fq46.html>

No.9 売れ続ける関係を創る！企業の魅力の伝え方
～顧客をファンに変える方法を学ぶ～

本研修では、自社独自の魅力を表現する方法、魅力を経営に活かす方法等を学んでいきます。

◆この研修のポイント

1. 自社と取引をする理由が明確になるため、既存取引先との関係強化につながります。
2. 顧客が自社や自社製品の魅力を伝えやすいため、口コミ等による新規顧客の獲得につながります。
3. 自社の魅力や存在意義が明確になるため、社員の意欲向上や、採用活動に活かすことが期待できます。

◆研修期間 5月28日(月)～5月29日(火) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部(候補者)

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 LENS クリエイティブストラテジスト 吉田 透氏
猿田彦珈琲株式会社 代表取締役 大塚 朝之氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fqfa.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

◆ 生産性向上支援訓練のポイント

① 訓練を受講して生産性アップ！

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

② オーダーメイドで訓練を実施！

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は 6～30 時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成 30 年 4 月開講コースから、6～11 時間の短時間コースも設定できるようになりました。

③ 受講しやすい料金

受講料は 1 人当たり 3,000 円～6,000 円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10 時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

◆ ご利用までの流れ

① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当：大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958

Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の 平成30年度の訓練生を追加募集しています！

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。
募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

◆入校選考日程等

施 設 (選考区分)	学 院	障害者校
	一般選考(追加)	一般選考(追加)
出願期間	学院、科目により異なりますので、 各学院にお問い合わせください。 (平成30年3月下旬まで予定)	平成30年 1月29日(月) ～平成30年 4月9日(月)
選 考 日	学院の指定する日	①3月1日(木)、②3月22日(木)、③4月12日(木)
応募資格	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を有すると認められた方 (平成30年3月卒業見込みを含む)	
	ただし、障害者校の短期課程の総合実務科は、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方	
試験内容	学力試験(国語、数学)、面接試験	

◆道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1-1	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1-1	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9-5	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18-1	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2-51	0154-57-8011
北海道障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（４月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

4月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	2級建築科Ⅰ	施工管理技士学科 受験対策	網走市		○		○	H30.4.13	H30.6.7	15	30	15

食品輸出イノベーションセミナーを開催します【新規】

～ 生産・加工・流通・販売の各フェーズに変革をもたらす実践者が語る ～

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年 3 月 28 日(水)に、「食品輸出イノベーションセミナー」を開催します。

北海道産食品は、アジアを中心とした海外において、北海道のブランドイメージや品質面で高評価を得ていますが、輸出における生産、加工、流通、販売の各フェーズの様々な課題を一社だけで解決することは容易ではありません。

本セミナーでは、食品産業の「輸出促進」、「生産性向上」をテーマに、自動製造ライン導入、マーケットインの発想で海外市場開拓、輸出コストの見える化分析等の事例を紹介します。

◆開催概要

【日時】平成 30 年 3 月 28 日(水)14:00～17:00

【場所】TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前(札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 番 毎日札幌会館 5 階)

【対象】食品の輸出に取り組む生産者、企業、支援機関、自治体等

【主催】経済産業省北海道経済産業局、北海道

【協力(予定)】JETRO 北海道、札幌市、新輸出大国コンソーシアム北海道ブロック連絡協議会

◆プログラム

【セミナー】14:00～16:10(定員 100 名(事前申込制)・参加無料)

14:00～開会

14:10～自動製造ライン導入による生産性の向上。北海道ブランドを活かし海外販売事業の強化
網走ビール(株) 代表取締役社長 長岡 拓児 氏

14:40～米の輸出専用バリューチェーン構築、マーケットインの発想で海外市場を開拓
(株)Wakka Japan General Manager 佐藤 陽介 氏

15:10～大口荷主のコンテナスペースを活用した小口混載輸出のケーススタディ
(株)北海道二十一世紀総合研究所

【交流会】16:10～17:00(参加無料・入退場自由)

事例紹介企業や参加者同士の自由な名刺交換会。※コーヒー等をご用意します。

◆申込方法

申請方法等、セミナーの詳細は当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hoksn/20180228/index.htm>

申込締切：平成 30 年 3 月 26 日(月)

◆申込・問い合わせ先

(株)北海道二十一世紀総合研究所(担当：佐治(さじ)・菅原)

TEL:011-231-3053

FAX:011-231-3143

E-mail: food@htri.co.jp

中小企業向け “使える！” 経済産業省支援メニューガイドブック【新規】

～ 平成 29 年度補正予算・平成 30 年度当初予算・税制 ～

(北海道経済産業局)

中小企業の設備投資や国内外向け販路開拓等をサポートするため、平成 30 年度予算事業を中心としたガイドブックを作成しました。

本ガイドブックは、以下からダウンロードできます。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/20180228/index.htm>

◆掲載事業

【設備投資】

1. **ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業補助金**
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
2. **サービス等生産性向上 IT 導入支援事業補助金**
生産性向上を目指す事業者の IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費を補助します
3. **省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業**
省エネ設備・エネルギー見える化設備の導入、専門家診断によるエネルギーの効率的利用を支援します
4. **省エネルギー投資促進に向けた支援補助金**
工場・事業場における省エネ効果の高い設備の入替を支援します
5. **中小企業の投資を後押しする大胆な固定資産税の特例**
中小企業の生産性革命を実現するための設備投資を税制面から支援します
6. **生産性向上のための固定資産税の特例・中小企業経営強化税制**
新たに設備を取得する中小企業を税制面から支援します（法人税の即時償却または控除、固定資産税の軽減）

【技術開発】

7. **サポイン補助金（戦略的基盤技術高度化支援事業）**
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する研究開発から販路開拓までを補助します

【商品開発・販路拡大】

8. **小規模事業者持続化補助金**
販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者の広報費や展示会出展費等を補助します
9. **ふるさと名物応援事業補助金**
 - (1) ①地域産業資源活用事業、②小売業者等連携支援事業
地域資源を活用した商品・サービスの開発費や展示会出展費等を補助します
 - (2) **農商工等連携事業補助金**
中小企業と農林漁業者との連携による新商品の試作開発費や販路開拓費等を補助します

【事業承継・創業】

10. **事業承継補助金**
事業承継・世代交代を契機とした経営革新や事業転換を図る取組を支援します
11. **地域創造的起業補助金**
特定の地域で新しいビジネスを始めるための創業費用の一部を補助します

【海外展開】

12. **JAPAN ブランド育成支援事業補助金**
海外展開に向けたブランド戦略の策定費や海外展示会への出展費等を補助します
13. **海外ビジネス戦略推進支援事業**
海外展開の実現可能性調査費や海外取引に向けた Web サイト構築費等を補助します
14. **中小企業等外国出願支援事業補助金**
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

「地域団体商標ガイドブック 2018」を発刊しました【新規】

～ 道内 28 件、全国 621 件の地域ブランドを掲載 ～

(北海道経済産業局)

特許庁では、地域団体商標の制度概要、地域団体商標を取得し活用している事例、支援策等についてまとめた「地域団体商標ガイドブック 2018」を作成しました。無料で配布していますので、地域団体商標の取得をご検討中の団体の方、団体を支援している方、地域ブランドに興味がある方はぜひご覧ください。

北海道からは、活用事例として「十勝若牛」(十勝清水町農業協同組合)、「十勝川西長いも」(帯広市川西農業協同組合)のブランド化の取組を紹介しています。

◆「地域団体商標ガイドブック 2018」の概要

「地域団体商標についてこれ 1 冊でまるわかり」をコンセプトに、同制度の概要、Q&A、活用事例、特許庁の支援策を掲載する他、平成 30 年 1 月末時点で登録されている 621 件の地域団体商標を全件紹介しています。



◆入手方法

本冊子は、以下のウェブサイトからダウンロードできます。

地域団体商標ガイドブック 2018(特許庁のウェブサイト)

【URL】http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm

冊子の郵送をご希望の方は、「郵便番号、住所、企業等名、氏名、電話番号、必要部数」を明記の上、下記の問い合わせ先まで FAX 又は E-mail でご連絡ください。

※ご提供いただいた個人情報は、本冊子送付の目的以外には使用しません。

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課 知的財産室

TEL:011-709-2311(内線 2586)

FAX:011-707-5324

E-mail:hokkaido-chizai@meti.go.jp

軽減税率対策補助金の申請を受け付けています

(北海道経済産業局)

軽減税率対策補助金事務局では、軽減税率対策補助金の公募を開始しました。

【平成 29 年 11 月 24 日更新】申請期間(対象事業の完了期限)を延長しました。

【重要なお知らせ】

消費税の軽減税率制度は、平成 31 年 10 月 1 日から実施されます。

この度、対象事業の完了期限を平成 31 年 9 月 30 まで延長しました。申請の締切については、別途設定します。

詳細が決まり次第、軽減税率対策補助金事務局および中小企業庁のウェブサイトでお知らせします。

◆軽減税率対策補助金の概要

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

【対象者】

消費税軽減税率制度(複数税率)への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

【対象事業の種類】

A 型: 複数税率対応レジの導入等

複数税率対応レジの新規導入や既存レジの改修等。

※レジには、POS 機能を有していないレジ、モバイル POS レジシステム、POS レジシステムなどを含みます。

B 型: 受発注システムの改修等

電子的な受発注システム(EDI/EOS 等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応に必要な機能の改修又は入替等。

注意: A 型 B 型共に、平成 31 年 9 月 30 日までに導入または改修等が完了するものが補助対象となります。

【申請方法等】

必要書類、申請方法など、最新の詳細情報は以下のウェブサイトでご確認ください。

軽減税率対策補助金(事務局のウェブサイト)

【URL】<http://www.kzt-hojo.jp/>

◆講師派遣

商工会、商工会議所、事業者団体、行政機関等が、中小企業向けの軽減税率説明会を行う場合に、当該補助金等、支援措置等の説明者(講師)を派遣します。詳細は講師派遣事業事務局のウェブサイトをご覧ください。

「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置(補助金等)説明会」講師派遣事業

【URL】<http://www.kzt-hojo.jp/>

◆問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局(平日 9:00~17:00)

ナビダイヤル: 0570-081-222

IP 電話用: 03-6627-1317

公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています～

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、平成 30 年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

◆**取組概要**： 北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。

施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)

◆**申込方法**： 「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください。下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。

◆**応募要領**： 応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>

◆**対象施設**： 「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。(網掛けは募集を終了した施設)

《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、国道 37 号白鳥大橋(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市・厚真町)、北海幹線水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町・積丹町)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(渡島トンネル)(北斗市ほか)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル)(七飯町)、函館港(クルーズ船対応岸壁工事)(函館市)、函館漁港(船入潤防波堤)(函館市)

《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、仙法市漁港衛生管理型施設(利尻町)

《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

◆**問い合わせ先**： 「公共施設見学ツアー」総合窓口 北海道開発局開発監理部開発調整課
公共施設見学ツアー担当 TEL(011)709-2311(内線 5477)

【見学施設の例】



苫小牧港 (東港区)



白鳥大橋からの眺め



新桂沢ダム (嵩上工事)



滝里ダム (監査廊)

空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業を募集します【新規】

(北海道)

道では、人口減少社会を視野に入れた地域商業の活性化に向け、コミュニティビジネス創出に向けた検討とともに、空き店舗を活用したコミュニティ拠点づくりの取組を支援します。

◆対象者

(1)市町村、(2)商工団体等、(3)民間事業者、(4)商工団体等、商業者、住民、福祉団体等で構成する任意組織
※移住者の方や「生涯活躍のまち」に取り組む法人等を優先して認定します！

◆助成対象事業

- 1 コミュニティビジネス創出検討事業：専門家によるアドバイス、実証実験等のトライアル事業 など
- 2 コミュニティビジネス拠点整備事業：空き店舗の改装、開業に向けた事前周知活動 など

◆補助対象分野

補助対象分野	取 組 例
高齢者にやさしい 安心サービスの提供	・高齢者サロンによる食事の提供や車いす貸し出し ・買い物代行、配食サービス ・医療機関と連携した健康講座の実施 等
コミュニティ機能強化	・地域資源を活用した特産品の販売や地元農産品を扱うアンテナショップの設置 ・地域住民の暮らしに対応する安心安全窓口の設置 ・託児サービス、子育てカフェの設置 等
多様な主体との連携	・地元主婦など「ワンデイシェフ」による日替わりレストランの設置 ・大学と連携したチャレンジショップの設置 ・障がい者による特産品開発や販売 等
その他	・上記以外の地域課題の解決に向けた取組(不足業種の誘致・出店等) 等

◆募集期間

平成 30 年 4 月 2 日(月)～ 平成 30 年 5 月 25 日(金)

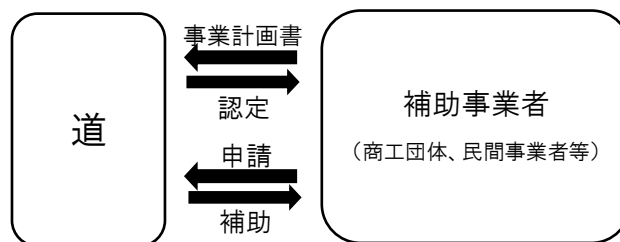
◆補助率及び補助限度額

補助率：1／2以内

- 1 コミュニティビジネス創出検討事業：50 万円
- 2 コミュニティビジネス拠点整備事業：100 万円

◆事業スキーム

・補助事業者は事業計画書に必要事項を記入の上、各(総合)振興局に提出します。
・道において事業効果等の審査を実施し、事業計画の認定を行います。
・認定後、補助事業者は(総合)振興局へ補助金の交付申請を行い、補助金額が決定されます。



◆応募方法

認定を受けるには、「事業計画書」(別紙1(第1号様式関連))を添付の上、「空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業補助事業認定申請書」(第1号様式)を提出し、審査を受ける必要があります。
申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。

【申請書等提出先】

所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※詳細については、道ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shoshin/akitenpoCB.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 商業グループ (TEL 011-204-5341)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課